

第5回益城町使用料等審議会

議事要旨

◆ **日時** 平成31年3月20日(火) 13:30~15:00

◆ **場所** 益城町役場仮設庁舎議会棟2階 大会議室

◆ **出席委員** 6人出席

事務局 事務局2人 担当課6人

◆ **議事次第**

1. 開会
2. 審議会への諮問
3. 手数料等の料金案について
4. 事務連絡
5. 閉会

◆ **議事要旨**

審議会への諮問(議事次第2)

- 督促手数料、諸証明書交付・印鑑登録証交付・再交付手数料、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証関連手数料、介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金の改定について諮問があった。

手数料等の料金案について(議事次第3)

- 各担当課より、資料2、3、4、5に沿って説明。

(主な意見)

【督促手数料】

- 手数料については、次回見直しまでに方針の中で切り上げ単価の設定を行うべし。

【諸証明書交付手数料・印鑑登録証交付手数料・印鑑登録証再交付手数料】

- コンビニで交付が可能ということを改めて周知願う。
- 今後はいかに行政コストを下げて財源を増やすか、検討を継続すべき。

【一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証交付・更新・再交付手数料】

- 事務作業効率や職員数によって、手数料は自治体ごとに異なりそうなもの。組合を組んでいる町村は同額ということは納得できる。
- 更新手数料については、PCでのデータ打ち替えが主な業務内容と考えられ、その場合はもっとコストは下がるのではないか。
- ゴミ処理組合とし尿組合に関して、他町は使用料等審議会は開催しているのか。

【介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金】

- 要支援、要介護サービス対象者でどのくらいの方が介護サービスを利用しているのか。この料金を下げることはできないのか。資料からは今の町の負担額が高いのか安いのかはわからない。町の方針として、健康増進というものを掲げているので100円でもよから利用者負担を下げて他の料金ともでこぼこをつければ、介護予防の推進を町のメッセージとして打ち出せるのではないか。
- 水道料金の場合は、パターン分けしてシミュレーションし、目安を探っていた。特にこのような事業には有効。29年度からなのでデータはそこまで無いとは思いますが、町の現在の負担額が、町に

とってどこまで耐えうる金額なのかがわからないので、価格を上下させてみて検討してみた方が良い。また、委託先が現在の事業所でベストなのかも検討が必要。

- 実績に基づいて効果があるものは役場も支出すべき。29年度、30年度の実績を基にした比較できる実数値があれば、委員ももっと判断しやすい。
- PDCAのうちCの数値がないとAが出せない。次の見直し時期には詳細なデータストックをお願いしたい。職員人件費についても、事務官・技官で平均給与が異なるはずなので、現状一律で計算していることも改めて検討する必要がある。
- 本利用者負担金については、実績数値を出して欲しい。また、次回への継続審議としたい。担当課より、次回実績データを提示願う。

【全体を通して】

- 手数料原価計算のルールでは、原則、負担率の上限は100%。今自治体によっては、その結果によって業者に利益が発生する許可のようなものについては、原価より高く手数料を設定してよいと明文化している自治体もある。手数料の見直しについては益城町は今回が初めてのことなので、予め原価計算に必要なデータを取っておらず案分での算出となっているので、担当課は次の見直し時に備えて、そのための数値データを集めておく必要がある。なお、手数料については、本来原価を越える料金を設定する場合には根拠を示す必要があることを留意すること。
- どの自治体もここ数年使用料等の見直しを始めたばかり。住民負担が正確か、ということは国も留意している。益城町としては、次の見直し時期までに、受益者負担100%を超える場合の理由付けと、どの手数料については何円単位で切り上げるかを方針で謳う必要がある。事務局で検討願う。

(討議の結論)

- 督促手数料については、100円で現状維持を適当と判断する。
- 諸証明書交付手数料については300円、印鑑登録証明書新規交付手数料については300円、再交付手数料については500円で現状維持を適当と判断する。
- 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証交付手数料については10,000円、更新手数料については8,000円、再発行手数料については1,000円で現状維持を適当と判断する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者負担金については、次回審議会にて再度資料を提示し審議を継続することとする。

事務連絡（議事次第4）

事務局より、今後の日程について、下記の内容をご案内させていただきました。

- 第6回審議会は4月10日（水）10時から開催。第7回～第9回審議会については、5月9日（木）、16日（木）、23日（木）の9時から開催。

閉会

以上